



平成 28 年 3 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 イ ト ー キ
代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗
(コード : 7972 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員
管理本部長 森谷 仁昭
(TEL. 03-5543-1701)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成 27 年 12 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成 27 年 12 月末日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

平成 27 年 12 月期決算監査において、監査法人からの指摘により税効果会計における繰延税金資産の計上金額に誤りがあることが判明いたしました。

今回の不備は、繰延税金資産の計上金額の誤りであり、税効果会計プロセスにおいて繰延税金資産の正確性の検証を行う過程で、その運用状況が十分に機能していなかったことに起因しております。また当社は繰延税金資産を当事業年度末より計上することとしたため、計算ミス等による異常値を検出し難い状況であったことも一因であると認識しております。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までには是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度の末日後、税効果会計プロセスにおけるチェックリストの改訂と決算業務におけるチェック体制の強化などの再発防止策を講じ、翌事業年度末時点においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、平成 27 年 12 月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上